

茅ヶ崎市病院事業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第8号

茅ヶ崎市病院事業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業職員の旅費に関する規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 旅行の種目及び内容（第7条～第20条）

第3章 雑則（第21条～第34条）

第2条第1項第8号を同項第9号とし、同項第7号中「扶養親族」を「家族」に、「職員の配偶者」を「内国旅行にあっては職員の配偶者」に、「しない」を「していない」に改め、「以下」の次に「この号及び次号において」を加え、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「国、都道府県又は他の市町村の職員から引き続いて採用された職員及び」を削り、同号を同項第6号とし、同項第4号中「在勤庁」の次に「（病院事業管理者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を除く。）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職務の級 茅ヶ崎市病院事業職員の給与の支給等に関する規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第19号）第2条第1項第1号アに規定する行政職給料表(1)による職務の級（同表の適用を受けない者にあつては、別表第1に規定するこれに相当する職務の級）をいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

(10) 旅行役務提供者 次のアからケまでのいずれかに該当する者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と病院事業に係る旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務及びカード等（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。ケにおいて同じ。）を旅行

者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第9項において同じ。)を締結したものをいう。

ア 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)

イ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経営者

ウ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者

エ 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者

オ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者

カ 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を営業者

キ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者

ク 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

ケ 割賦販売法第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者(市との病院事業に係る契約によりカード等を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。)

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 職員が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

第3条第5項を次のように改める。

5 次に掲げる場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち損失額等を旅費として支給することができる。

(1) 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合

(2) 第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他や

むを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

- (3) 第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第15条、第17条第1項及び第21条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合  
第3条第7項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定により旅費として支給することができる喪失した旅費額は、次に掲げる額とする。

第3条第7項第1号中「交通機関」を「交通手段」に、「等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条」を「、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号」に改め、「完了するため」の次に「この規程の規定により」を加え、同項第2号中「（切符類については、購入金額のうち未使用の部分に相当する金額）」を削り、同項を同条第8項とし、同条第6項中「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を削り、「交通機関の事故、天災又は宿泊施設の火災その他本人の責めに帰することができない事由として病院事業管理者が定める事情」を「の次に掲げる事情」に改め、「の範囲内の額」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 天災

(2) 交通事故その他の第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者の責めに帰することができない事情

(3) 第3条第5項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

第3条中第6項を第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 前項の規定により旅費として支給することができる損失額等は、第25条第2項の規定に基づき病院事業管理者が別に定める旅費の額を支給する場合を除き、次の各号に規定する額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、第6条及び第8条から第11条までの規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払

戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について第6条並びに第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の次条第3項の規定による旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

第3条に次の1項を加える。

9 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が病院事業に係る旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条の見出しを「（旅行命令等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条、次条及び第12条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第2項中「旅行命令を」を「旅行命令等を」に改め、同条第3項中「旅行命令を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「旅行命令等の変更をする」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下この条において「旅行命令書等」という。）に発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地及び旅行期間の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、速やかに旅行命令書等に前項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条の見出しを「(旅行命令等に従わない旅行)」に改め、同条第1項中「旅行命令(」を「旅行命令等(」に、「変更された旅行命令」を「変更を受けた旅行命令等」に、「旅行命令の」を「旅行命令等の」に改め、同条第2項中「旅行命令の」を「旅行命令等の」に、「旅行命令に」を「旅行命令等に」に改め、同条第3項中「旅行命令の」を「旅行命令等の」に、「旅行命令に」を「旅行命令等に」に改め、同条第4項中「旅行命令の」を「旅行命令等の」に改める。

第6条を削る。

第7条第1項中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条から第19条までに定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同項ただし書中「方法によって」を「方法により」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条を第6条とする。

第8条から第12条までを削る。

第2章を次のように改める。

## 第2章 旅費の種目及び内容

### (旅費の種目)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

第8条から第12条までを次のように改める。

### (鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道その他これに類するもの及び軌道法第1条第1項に規定する軌道その他これに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第11条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(外国旅行の場合であって、職務の級が7級以上の者に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分さ

れた鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第9条 船賃は、船舶（海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するもの及び外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（外国旅行にあつては、職務の級が7級以上の者に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第10条 航空賃は、航空機（航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するもの及び外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であつて、職務の級が7級以上の者が移動するとき及び職務の級が6級又は5級の者が一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動（次号におい

て「特定航空移動」という。)をするとき(同号に掲げる場合を除く。)。最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により職務の級が7級以上の者が移動するとき及び職務の級が6級又は5級の者が特定航空移動をするとき。最上級の直近下位の級の運賃の額

(3) 外国旅行の場合であって、職務の級が4級以下の者が一の旅行区間における飛行時間が24時間以上の移動をするとき。最下級の直近上位の級の運賃の額  
(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用  
(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(次項及び次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(1) 内国旅行 別表第2に定める額

(2) 外国旅行 国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。第14条において「省令」という。)別表第2の2の表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額

2 前項ただし書に規定する宿泊に係る特別な事情がある場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当する

と認めるときとする。

- (1) 会議の主催者等から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (3) 外国の宿泊にあつては、為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その1夜当たりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 内国旅行 2,400円
- (2) 外国旅行 省令別表第3の2の表に定める額

2 宿泊手当の額は、この規程の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項各号に定める額の3分の2に相当する額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項各号に定める額の3分の1に相当する額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地が本邦であるときは2,400円とし、外国であるときは省令別表第3の2の表に定める額とする。ただし、この規程の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1に相当する額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項各号に規定する場合

の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する費用の額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する費用の額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する費用の額(当該運送に要する費用の額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した費用の額を超えるときは、当該算定した費用の額)を転居費の額とする方法

2 前項の算定に当たっては、この規程の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の病院事業費による支給が適当でない費用として旅行命令権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定

した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第18条 神奈川県内における在勤庁の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、次に掲げる費用（公務のために特に必要とするものに限る。）の額とする。

(1) 予防接種に係る費用

(2) 旅券の交付手数料

(3) 査証手数料

(4) 外貨交換手数料

(5) 入出国税

(6) 保険料

(7) 医薬品の購入に係る費用

(8) 携行品の購入に係る費用

(9) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

(10) 前各号に掲げる費用に類する費用又は付随する費用

(11) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして旅行命令権者が定める費用

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、930,000円とする。

第21条から第27条までを削る。

第3章を削り、第4章を第3章とし、同章中第37条の前に次の4条を加える。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号及び第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる旅費とする。

(1) 第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するも

のとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 病院事業管理者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

(3) 第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。

2 遺族が前項各号に掲げる旅費の支給を受ける順位は、第2条第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、第6条及び第8条から第1

1 条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条並びに第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の請求手続）

第24条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）に必要な資料を添えて、これを病院事業管理者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して7日以内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

- 3 病院事業管理者は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して7日以内に、当該過払金を返納させなければならない。

第37条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行」を「病院事業管理者以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行」に、「当該旅行の」を「旅行の」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条を第25条とする。

第38条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第27条 病院事業管理者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、病院事業管理者は、前項に規定する返納に代えて、病院事業管理者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和4年茅ヶ崎市条例第42号）に規定する給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とする。

第39条第1項中「依頼」の次に「又は要求」を加え、同条第2項を削り、同条を第28条とし、同条の次に次の4条を加える。

（通勤手当との調整）

第29条 旅行者が茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第9条に規定する通勤手当の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（在勤地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第30条 在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤庁等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤庁等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤庁以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤庁以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤庁に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（本邦通過の場合の旅費）

第31条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、第17条第1項第1号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

（年度経過等による区分）

第32条 旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着す

るまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

第40条を削る。

第41条中「前月の16日から当月の15日までの分を当月の末日まで」を「1日から末日までの分を翌月の20日まで」に改め、同条を第33条とする。

第42条を第34条とする。

別表第1の表中

6級		3級又は2級	7級又は6級	6級又は5級
5級又は4級	5級又は4級	1級	5級又は4級	4級
3級以下	3級以下		3級以下	3級以下

を

6級又は5級		3級又は2級	7級又は6級	6級、5級又は4級
4級以下	5級以下	1級	5級以下	3級以下

に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

区分	宿泊費基準額（一夜につき）
北海道	15,000円
青森県	12,000円
岩手県	10,000円
宮城県	12,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	9,000円
茨城県	11,000円
栃木県	11,000円
群馬県	12,000円
埼玉県	16,000円
千葉県	17,000円
東京都	21,000円
神奈川県	16,000円

新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	10,000円
福井県	10,000円
山梨県	13,000円
長野県	13,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	12,000円
愛知県	12,000円
三重県	12,000円
滋賀県	11,000円
京都府	20,000円
大阪府	16,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	12,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	9,000円
島根県	12,000円
岡山県	14,000円
広島県	14,000円
山口県	9,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	12,000円
高知県	12,000円
福岡県	17,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	13,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	11,000円
鹿児島県	11,000円

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の茅ヶ崎市病院事業職員の旅費に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新規程第2条第5号に規定する旅行命令権者が新規程第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の茅ヶ崎市病院事業職員の旅費に関する規程（以下この項及び次項において「旧規程」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新規程第2条第5号に規定する旅行命令権者が新規程第4条第3項の規定により当該旅行命令の変更をする旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新規程第3条第5項及び第8項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧規程第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新規程第27条の規定は、新規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。